

◎新潟県告示第1117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年10月25日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年10月12日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市中央1丁目404番3の内、 404番12の内	5.00	18.79
404番3の内	5.00	26.70